

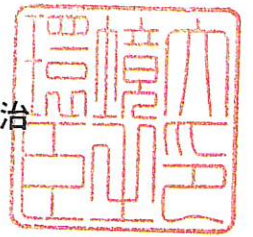
認 定 証

5. (1) に掲げる者 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者であることを証する。

平成 30 年 7 月 30 日

環境大臣 中川 雅治



記

1. 認定の年月日 平成 24 年 8 月 10 日
2. 認定番号 第 221 号
3. 産業廃棄物の種類

5. (1) に掲げる者が自ら製造した発炎筒（自動車用緊急保安炎筒）が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国（淡路島、佐渡島以外の離島^{※1}を除く。）

※1 離島：日本を構成する 6,852 の島嶼のうち、本州、北海道、四国、九州及び沖縄本土を除く 6,847 島を指す。

5. 認定を受けた者及びその委託を受けて当該認定に係る処理を行う者の氏名又は名称等及び事業の内容

(1) 認定を受けた者

	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
1	日本カーリット株式会社	代表取締役 坂田 貞二	東京都中央区京橋一丁目17番10号
2	国際化工株式会社	代表取締役 長谷川 文雄	東京都千代田区九段北一丁目12番4号